

4条・5条許可申請書の添付書類等について

番号	必要書類	必要部数	備考
1	申請書	2部(1部コピー可)	正・副2部作成し、下記の書類を添付してください。
2	申請農地の登記簿謄本(法務局発行)	2部(1部コピー可)	3か月以内に発行されたもの
3	公函(法務局発行)	2部(1部コピー可)	3か月以内に発行されたもの(インターネットサービスで取得可)
4	申請農地付近状況図	2部	公函の写しに隣接地の地目・面積・所有者を記入したもの
5	申請農地の位置図	2部	1/2500の地図(A4用紙で必ず方位を記入。住宅地図可)
6	建物配置図・平面図	2部	※建物の場合。建築確認と同じもの。面積、取水・排水経路、用排水施設位置、道路幅を明示したもの
7	土地利用図	2部	※資材置場や駐車場の場合。資材種別や台数を明示道路幅、雨水処理方法を明示したもの
8	誓約書	1部	
9	残高証明書または融資証明書	2部(1部コピー可)	通帳の写しでも可
10	費用内訳	2部	転用事業に係る費用内訳が概ねわかるもの(見積書等)
11	候補地の検討資料及び関連図面	2部	※第1・2種農地の場合 申請農地を選んだ理由及び候補地(申請地を含む)として選定した土地の概要及び検討結果を記載
12	上水道管、下水道管、ガス管の配管図	2部	※第3種農地の場合 本管への配管状況がわかるもの
13	委任状、確認書	2部	※代理人による申請の場合
14	他法令許可等に係る申請書の写し	2部(1部コピー可)	※住宅・農業用倉庫の場合 ・都市計画法:開発許可申請書(受付済のもの) ・景観条例:景観計画区域内における行為の届出 ・森林法:開発許可、伐採等届出 ・墓埋法:許可
15	土地改良区の意見書	2部(1部コピー可)	※土地改良区の地区内にある農地の場合
16	取水・排水に係る水利権者との同意書	2部(1部コピー可)	※関係ある場合
17	権利者の同意書	2部(1部コピー可)	※抵当権など登記簿甲区記載権利の設定がある場合
18	通路・水路の付け替え、廃止、占有許可の写し	2部(1部コピー可)	※関係ある場合
19	住民票・戸籍謄本・相続関係書類等	2部(1部コピー可)	※申請書と土地の登記簿謄本の記載内容が異なる場合
20	住民票	2部(1部コピー可)	※申請者が小布施町に住所を有していない場合
21	該当することを証する書類	2部(1部コピー可)	※競売、公売、調停等による転用で、譲渡者と連署しないで申請書を提出する場合
22	工事工程表	2部	※事業計画の面積が5,000㎡以上の場合
23	定款又は寄附行為の写し	2部(1部コピー可)	※法人の場合
24	法人登記事項証明書	2部(1部コピー可)	※法人の場合 3か月以内に発行されたもの
25	事業計画書(理由書)	2部	※法人の場合 申請者の住所、氏名、押印が必要
26	資金計画書または予算書	2部	※法人の場合、場合によっては融資証明も
27	農用地区域除外通知書	2部(1部コピー可)	※農用地区域除外後に転用する場合

※申請内容によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

申請書は毎月15日(閉庁日の場合は直前の閉庁日)までに必要書類を添付して提出してください。

☆土地改良区からのお願い

市街化区域及び調整区域内の農地を転用する際は、土地改良法第42条・第43条の規定に基づき土地改良区への地区除外手続き及び決裁金の納入が必要となります。又、畑かん地区において除外による施設の工事費は、決裁金に含まれていませんので別料金となりますのでご承知おください。詳しくは小布施土地改良区(026-247-3278)へお尋ねください。

土地改良地区除外等処理規程による決裁金(10aあたり)

都住東部地区	170,780 円
松北地区	237,820 円

お問合せ先 小布施町農業委員会事務局
(小布施町役場産業振興課内)
TEL 026-214-9115 FAX 026-247-3113
E-mail nougyou@town.obuse.nagano.jp